短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

重要事項説明書

<令和　８年　８月　１日現在>

１　当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話：　０４８（５５１）１１１５

担当：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

２　老人保健施設はなみずきの概要

〈事業者名〉　医療法人社団　優慈会
老人保健施設 はなみずき
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）事業者

〈所 在 地〉　埼玉県深谷市柏合１０４１－１

〈介護保険指定番号〉　（埼玉県　１１５４６８００１３号）

３　利用料金

地域区分ごとの１単位あたりの単価（深谷市は７級地）・・・・・・１０．１４円

※基本料金は施設類型にて変更となる場合があります。

（入所者の在宅復帰率やベッド回転率等の数値により決定します。）

（１）短期入所療養介護施設利用料　　施設類型　強化型

※多床室は個室以外の居室とします。

	施設サービス費（多床室）	施設サービス費（個室）
要介護１	９０２単位	８１９単位
要介護２	９７９単位	８９３単位
要介護３	１，０４４単位	９５８単位
要介護４	１，１０２単位	１，０１７単位
要介護５	１，１６１単位	１，０７４単位

（２）介護予防短期療養介護施設利用料

	施設サービス費（多床室）	施設サービス費（個室）
要支援１	６６０単位	６２１単位
要支援２	８１６単位	７６２単位

（３）短期入所療養介護施設利用料　　施設類型　基準型（加算型）

※多床室は個室以外の居室とします。

	施設サービス費 （多床室）	施設サービス費 （個室）
要介護１	８３０単位	７５３単位
要介護２	８８０単位	８０１単位
要介護３	９４４単位	８６４単位
要介護４	９９７単位	９１８単位
要介護５	１，０５２単位	９７１単位

（４）介護予防短期療養介護施設利用料

	施設サービス費 （多床室）	施設サービス費 （個室）
要支援１	６１３単位	５７９単位
要支援２	７７４単位	７２６単位

（共通加算）

個別リハビリテーション加算・・・・・２４０単位／日

療養食加算・・・・・・・・・・・・・・・８単位／回（１日に３回を限度とする）

送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・１８４単位／片道

若年性認知症利用者受入加算１・・・・１２０単位／日

重度療養管理・・・・・・・・・・・・１２０単位／日

総合医療管理加算・・・・・・・・・・２７５単位／日（利用中１０日を限度とする）

緊急時治療管理加算１・・・・・・・・５１８単位／日

緊急短期入所受け入れ加算・・・・・・９０単位／日（１４日を限度とする）

サービス提供体制加算Ⅲ・・・・・・・・６単位／日

生産性向上推進体制加算Ⅱ・・・・・・１０単位／月

※在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ・・５１単位／日

(加算型の算定月では、基本料金に上記加算のみ追加になります。)

介護職員等処遇改善加算Ⅱ・・・・・・・・１ヶ月の所定単位×９３／１０００

（３）滞在費及び食費

食費内訳

朝食・・・５５０円　　昼食・・・７００円　　夕食・・・７００円

【利用者負担第１段階】

- 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- 生活保護受給者
- 境界層該当者

	滞在費	食費
個室	５５０円	３００円
多床室	０円	３００円

【利用者負担第２段階】

- 市町村民税世帯非課税であって（合計所得金額＋課税年金収入額≦８０万円／年）を満たす者
- 境界層該当者

	滞在費	食費
個室	５５０円	６００円
多床室	４３０円	６００円

【利用者負担第３段階①】

- 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第二段階該当者以外の者
- 境界層該当者
- 市町村民税世帯課税層における特例減額措置の適用がある者

	滞在費	食費
個室	１，３７０円	１，０３０円
多床室	４３０円	１，０３０円

【利用者負担第３段階②】

- 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第二段階該当者以外の者
- 境界層該当者
- 市町村民税世帯課税層における特例減額措置の適用がある者

	滞在費	食費
個室	１，３７０円	１，３６０円
多床室	４３０円	１，３６０円

【利用者負担第４段階】

・ 市町村民税本人課税者

	滞在費	食費
個室	１，７００円	１，９５０円
多床室	６５０円	１，９５０円

（４） その他

特別室 個室	１，５００円／日
特別室 個室（トイレ無）	１，１００円／日
特別室 二人室	７５０円／日
予防接種費	実費
日用生活費	２５０円
教養娯楽費	２５０円
行事食代	実費
オヤツ代	１５０円
発行文書代	５，５００円
領収書再発行代	２２０円
深谷市以外の送迎費	１１０円／１㎞

※ 日用生活費は、タオル・ハンドペーパー・テッシュペーパー・綿棒・入浴用品等

※ 教養娯楽費は、折り紙・風船・書道用品・印画紙・電池・遊具・行事費用等

（５） キャンセル料

利用開始前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午後５時までにご連絡いただいた場合	無 料
② 入所日の前日午後５時までにご連絡がなかった場合	１日の基本料金の５０％

（６）支払方法

毎月５日に前月分の請求をいたしますのでお支払い下さい。

詳しくは第５条（料金）の項目をご覧ください。

お支払方法は、はなみずき窓口（日曜以外）、銀行振込、口座振替（※申込書を提出してから２ヵ月後からになります）でお願いいたします。

はなみずき窓口の場合は、平日は18時半、土曜・祝日は17時半までにお願いします。**日曜は金銭の取り扱いは行っておりませんのでご了承下さい。**

4　当施設利用に当たっての留意事項

・面会　　……　コロナ禍により変動ある為、お問い合わせください。
・外出・外泊　　……　コロナ禍により変動ある為、お問い合わせください。
・金銭／貴重品の持込……原則個人管理です。施設での責任は負いかねます。
・施設外での受診……　施設長が必要と認めた場合にご家族で受診してください。
・居室について……ご本人様の状態、対人関係及び施設の都合等で居室を移動して頂く事がありますのでご了承下さい。

5　相談、要望、苦情等の窓口

介護老人保健施設に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆ サービス相談窓口☆
担当　支援相談員
電話番号：０４８（５５１）１１１５
受付時間 月～金 午前９：００～午後４：３０

上記以外の方法としまして、受付窓口に投書箱を用意してありますので、ご利用下さい。

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

深谷市役所　（深谷介護保険事務所）　電話　０４８（５７１）１２１１
埼玉県国民健康保険団体連合会　　電話　０４８（８２４）２７６１

6　介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

①　当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

②　当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

③　当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。

④　当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者に対して思いやり豊かな看護・介護に努めるよう、心の通うサービス提供に努める。

⑤　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7　非常災害対策

・ 防災設備　　スプリンクラー、消火器、室内消火栓、避難階段、自動火災報知器他

・ 防災訓練　　年２回以上（内１回は夜間想定とする）

8　施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	備考
医師	1			
看護職員	１１	5	1	
薬剤師		1		
介護職員	２８	5	3	
支援相談員	2			2（兼務）
理学療法士				3（兼務）
作業療法士				1（兼務）
言語聴覚士				1（兼務）
管理栄養士	1			
栄養士				
介護支援専門員	2			1（兼務）
事務職員	3	1		
その他	3	3		

9 サービスの内容

食事　　朝食　　７：１５～　８：００
昼食　１１：４５～１２：３０
夕食　１７：４５～１８：３０
原則、入所のフロア食堂にておとりいただきます。

入浴　　週に最低２回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。

介護　　施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

機能訓練　　集団訓練は各フロアにて行います。
生活相談　　常勤の支援相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

レクリエーション　　当施設では、年間数回の入居者交流会等の行事を行います。
行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

１０　協力医療機関

佐々木病院	深谷市西島町２－１６－１
	電話　０４８－５７１－０２４２
あねとす病院	深谷市人見１９７５
	電話　０４８－５７１－５３１１
本庄総合病院	本庄市北堀１７８０
	電話　０４９５－２２－６１１１
尾島デンタルクリニック	群馬県太田市下田島町１０４９
	電話　０２７６－５７－８１４８

１１　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります

１２　緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

１３　送迎の実施地域

深谷市

令和　８年　８月　１日

短期入所療養介護入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

〈所在地〉　埼玉県深谷市柏合１０４１－１

〈名　称〉　医療法人社団　優慈会

老人保健施設　はなみずき

短期入所療養介護事業者

〈電　話〉　０４８（５５１）１１１５

〈説明者〉　関口　潤　印

私は、契約書および、本書面により、事業者から短期入所療養介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

〈住 所〉

〈氏 名〉　印

家族等

〈住 所〉

〈氏 名〉　印